



# 宮 崎 県 公 報

令和 5 年 1 月 6 日（金曜日）号外 第 1 号

発行・印刷 宮 崎 県  
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

発行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料（送 料 共） 1 年 44,400 円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限の変更 ----- (家畜防疫対策課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第10号の2

令和 4 年宮崎県告示第 832号の 2（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限）を次のとおり変更する。

令和 5 年 1 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
  - (1) 移動制限区域
 

ア 日向市塩見（囲イ、一ヶ瀬、一反田、一本松、羽山尻、永田平原、永田萬籠、奥野原、奥野後畑、奥野前畑、横尾谷、横峰、下り谷、下瓦田、下切畑、下中野、河添、花園、檜木大平、梶株、亀ノ甲、亀ノ甲前、久保、宮ノ下、宮川、牛ヶ迫、金山ノ下、犬ノ馬場、原田、古城内、後口ヶ原、黒岩、坂ノ下、笹川、山田越、齒染ヶ崎、持足ル、車田、十田、出兼、出口、出川、小原長迫、小原東ヶ迫、小原萬籠谷、松ヶ迫、上ノ園、上ワ手、上奥野、上瓦田、上水流、上水流向、上切畑、上内平、新財市、新道ヶ下、瀬ノ口、清水、西横尾、石田ヶ迫、千東口、薦田、蔵ノ後、駄撃原、滝内、池の田、中山、中山下、中山釜の谷、中山後、中山崎、中山尾崎、中切畑、猪ノ力窪、猪久保上、鳥の巣、通り山、通り山下、鶴の田、田久保、田代口、田淵、東ヶ迫、道ヶ迫、内平、南上奥野、南明生、乳母神、入田、柏畑、蛭田、淵平、片白、坊の下、坊ノ上、北上奥野、北川、堀ノ田、明久、明生、木戸ノ川、野中田、薬師ノ北、柳ノ元、柳田、溜り水、芻田、芻田ノ上）、富高（コハシチ、永曹蒲、榎田、塩見越、横道、下黒原、下切畑、下鷹巣、垣添、垣添・山下、釜蓋、釜八重、亀土、宮ノ尾、御手洗、御手洗・年ノ神・門田、荒平、黒原、黒象、山下、山田、小坂平、小北、上ノ園、上切畑、上鷹巣、上酒原、西川内、西谷、折立、前原、前田、太田、太田・中ノ内、打折木、谷口、谷川、鍛冶屋原、池田ヶ原、中ノ内、中島、中北、長迫、塚本、鶴ノ田、程ヶ迫、板平、繁昌園、挽白、樋渡、北ノ内、北ノ迫、北川内、和田）

イ 門川町川内（芹の谷、甲ノ口）